

〔別紙1〕

中山間地域を支える水田農業支援事業費補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出

(知事が定める日まで)

○交付申請は、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着

(交付申請から原則30日以内)

3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

※事業の完了とは

・事業実施主体の事業完了

　: 実施主体が機械等の納品を確認した日又は補助対象経費の支払い完了日

・市町村の事業完了

　: 市町村が機械等の納品を確認し検査を終了した日又は間接補助金の支払日

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

実績報告書には下記書類を添付すること

(1)事業報告書(別紙様式)

(2)事業費が確認できる資料(領収書、売買契約書の写し等)

資料提出・問い合わせ先

	所属	電話
問合せ	農林水産部農業振興局経営支援課	0857-26-7276
提出・問い合わせ	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3554
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2003